

別記様式第1号(第四関係)

みむらちくかっせいかけいかく
三村地区活性化計画

栃木県・上三川町

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	三村地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	上三川町
地区名(1)	三村地区
計画期間(2)	平成22年度～平成25年度

目標:(3)

本地区は、昭和初期の耕地整理により整備されたが、地域内の道路は殆どが幅員2m未満の土砂道のため、近年の農業機械の大型化により農作業時にすれ違いが出来ず、また、道路の凸凹による農作物の荷痛みなど農作業や農産物の運搬に支障をきたしている。

そこで、農道整備による農作業の生産性向上及び農業所得の増加による安定した農業経営の維持、発展により、当地区の農家戸数、農業従事者等の減少を抑制するため、目標として農家戸数が平成16年度から平成21年度の5年間に2戸減となったことから、平成26年度は平成21年度の42戸を維持することとし、農業従事者数は同様に7人減を半数減程度に止め平成26年度は100人とすることとし、当地区の活性化、定住化を促進させる。

目標設定の考え方

地区の概要:

本町は、関東平野の北部、首都圏より約90kmの地点にあり、栃木県の東南に位置し、県都宇都宮市に隣接する。三村地区は、町の中心市街地南に隣接した都市的農業地域で、鬼怒川流域の水田地帯にある。土地利用型の営農形態は米+イチゴ又はニラ等の複合経営であり、農産物は新4号国道を経由して県内はもとより東京方面へも出荷している。

現状と課題

三村地区は、水稻・イチゴ・にら・レタス等の生産が盛んであるが、耕地整理において整備された道路の大半は幅員が2m未満の土砂道となっており、近年の農業機械の大型化や、農作物・生産資材等の運搬や収穫された農産物の荷痛みに支障をきたしている現状であり、本事業により、圃場からJA施設へ農産物の運搬、集落から圃場への生産資材の輸送の改善及び農業の機械化を推進し、生産性の向上及び農業経営の安定化を図る必要がある。

また、平成16年度から平成21年度の統計では、地区内の世帯数は90戸から96戸に微増しているが、農家世帯は44戸から42戸に減少し、人口も350人から353人に微増しているが、農業従事者は110人から103人に減少していることから、農家世帯、農業従事者の減少、高齢化、後継者育成が課題となっている。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、農業基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経営の安定化を図り地域の活性化を目指す。

具体的には、農道整備を行うことによって、従来の機能を向上させ、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加及び農業従事者の営農意欲の向上により、安定した農業経営の維持・発展を図り、農家世帯、農業従事者の減少を抑制し、定住化を促進させる。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
上三川町	三村地区	基盤整備(農業用道路)	上三川町	有	イ	H22~H24

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

三村地区(栃木県上三川町)	区域面積 (2)	81ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該地区の面積81haのうち農林地面積は74haで、そのうち本事業に係る受益地の面積は22.5haで30.4%を占め、当地区の人口353人(平成21年度)のうち20歳以上の就業人口287人に対する農業従事者は106人で、農業従事割合は約37%である。		
法第3条第2号関係: 基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、営農意欲の向上により安定した農業経営の維持・発展を図り、定住化を促進させることが地域の活性化にとって有効である。		
法第3条第3号関係: 市街地を形成している地域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
	設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)	
	設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
	農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)	
	その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足のなか、農家世帯を現状維持に止め、当地区の定住化の促進を図るため、その達成状況を農業センサス等統計調査を基に現地調査を実施し、計画完了の翌年度に当地区の人口、20歳以上の就業人口、農業従事者数、農家戸数等を検証し、町で第三者の目標の達成状況の評価を行い、県ではその評価を確認する。